

埼行発第 90 号
令和 2 年 5 月 1 8 日

会員各位

埼玉県行政書士会
会長 関口 隆夫
(公印省略)

総会の開催場所等の変更について (連絡)

新型コロナウイルス感染症に対する政府対策本部の「緊急事態宣言」期間が本県においては本年 5 月 31 日まで延長されました。当初、5 月 6 日までとされていた緊急事態宣言に基づき、本年総会はさいたま市のロイヤルパインズホテル浦和にて開催する予定でしたが、当該施設が床面積 1 0 0 0 m²以上の商業施設に該当し、埼玉県当局から営業自粛要請を受けているため、使用不可能となりました。そのため、本年度の総会は会場を本会会館 (2 階、3 階会議室) に代えて開催することとしました。

また、本総会の開催方法については、埼玉県当局とも協議、相談のうえ、3 密 (密集・密閉・密接) を回避し、会員各位の健康確保を第一義に考え、開催人数を必要最小限に抑え、電子機器を併用した「ハイブリッド型電子会議」にて開催することと致しました。また、既に通知済みのおり御来賓の招待、総会後の懇親会も行いません。

本来ならば多くの会員に御参集戴きたいところですが、施設収容人員にも限りがあります。かかる諸事情を御理解賜り、総会当日の御来場はなるべくお控えいただけますと幸いです。

なお、議案書配送委託業者のミスにより、一部地域において総会議案書の到着が遅れる事態が発生しておりますことを、深くお詫び申し上げます。